

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって報告第一号は承認することと決定いたしました。

日程第二、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第二号は承認することに決定いたしました。

日程第三、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第三号は承認することに決定いたしました。

日程第四、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第四号は承認することに決定いたしました。

日程第五、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

これから質疑を行います。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(奈良完治君)

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定いたしました。

日程第六、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(藤崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

これから質疑を行います。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(奈良完治君)

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定いたしました。

日程第七、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(藤崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定いたしました。

日程第八、報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定いたしました。

日程第九、報告第九号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第十回））を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

令和五年の専決処分ですけれども、寄附金についてお聞きいたします。歳入の分の寄附金。それで、補正額が一億六千七百五十四万円ほどになっておるんですけれども、この一億六千万円ほどですので、一億円ぐらい、もっと少ない額からスタートして一億円、一億五、六千万円が通常というような状態になっているんですけれども、個人の寄附金のふるさと納税の内訳と申しますか、関東圏からこれぐらい来ているんだとか、県内でもあるんだとか、その辺の割合と申しますか、一億六千七百五十四万円の昨年度の内訳と申しますか地域的な内訳、どのようになっているらっしゃるものなのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

財政課長。

○財政課長（三浦良彦君）

お答えします。

ふるさと納税寄附金につきましては、全国から寄せられておりますが、各都道府県別という集計のほうは今のところしてございません。ただし、配送の地域別となると、やはり首都圏、関東圏が五割以上を占めております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

その中には、今回でも寄附というようなことで横山さん、水木の出身の方なんかも寄附をしておるわけですが、ふるさと納税という形じゃないですけれども。聞きたいのは、集計していないかどうか、集計しているかどうかはちょっと定かではないですけれども、法人の分というのは、法人というのは会社等の法人です。これについてはどれぐらい

の割合になっているかとかというのはお知らせできる、把握している内容ございますか。

○議長（奈良完治君）

財政課長。

○財政課長（三浦良彦君）

ふるさと納税寄附金に関しましては、個人からの寄附ということでこちらのほうに集計させていただいていますので、今現在法人で何件というのはこちらのほうでは集計はしてございません。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

歳出のほうに関わるところですけれども、企画費の中の、ページ数を言えばよろしいんでしょうか、十六ページですか、その中で県の事業として進めておるあおもり医療・福祉職の子育て世帯移住支援事業費補助金、三百万円ほど減額になっているんですけれども、青森県の場合、医療や介護の職というのは比較的多い職なんですけれども、この減額になっているのは何人ほど見込んでいて、藤崎町に問合せなりそういう移住、医療職、介護職といたしますか、そういうのはどれぐらいの問合せなどあったものなのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

あおもり医療・福祉職子育て世帯移住支援事業補助金につきましては、基本的には医療・福祉職の資格のある方が十

八歳未満の子供と共に移住し、医療・福祉施設で就業する場合、また医療・福祉職の資格がない方は資格取得を目的に移住し、養成機関に就学する場合に支給される補助金となります。

町としましては、基本額として世帯が移住すれば百万円、子育て加算として子供一人につき百万円、プラスひとり親世帯の場合はさらに百万円ということで三百万円の予算措置をしておりました。結果として実績はございませんが、またお問合せというのも残念ながら町のほうにはなかったということがございます。ただ、県全体で見ますと、やはり市部のほうにこの制度を活用して移住された方が多いということはお伺いしております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

今のに関連して、制度がスタートしたばかりということで、周知もされていない側面もあると思うので、町として、県としてもやっているわけですけれども、町としても周知方、増え過ぎて困るということはないと思うんですけれども、周知方、ふるさと納税をしてくれた方に対する周知だとかも含めて、もうちょっと積極的に取り組む必要があるのかなという思いがありますんですけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

もちろんこの事業については、県もホームページを活用しながら首都圏、あるいは全国にPRしていると、そう思っております。我が町でもオリジナルの町のホームページ等で働きかけはしていますけれども、まだまだ見逃されている

と、こういう事業があることを見逃されているというのが現状だと思いますので、少しずつ県とタイアップしながら強化を図っていきたいと、そう思っております。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定いたしました。

日程第十、報告第十号、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

歳出のところですけども、保険給付費に関わることでございます。年度全体としては十一億円ほど、一般被保険者の療養給付費として十一億円ほど見込んでいたんですけども、八千九百七十一万円ほど減額になったわけでございます。端的に言いますと、その要因というのを、八千万円というのはかなり、九千万円近い金額は大きな減額ではないかなと思うんですけども、その要因というのはどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

これは、議員、三十七ページですね。（「三十七ページです」の声あり）住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えします。

これについては、まだ正確な医療費の確定はされておられません。見込額でありますけれども、考えたときに被保の人数、これが一年前と比べて百人ほど減少しております。このことが要因の一つであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

そうしますと、被保険者が百人ほど減っていると。一方ではコロナで病院行くということを抑制したという、そういう習慣といいますか、そういうのを引きずっていたという側面もありますし、また一方では薬剤費を含め治療費、高度医療、そういうのも大きく増えている現状なんですけれども、課長の確定したものではないけれども百人ほど被保険者が減少していることが大きな要因の一つではないかというようなことなんですけれども、百人といいますと百世帯じゃなくて、被保険者の数で百人という意味なんですよね。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

被保険者の数、世帯ではありません。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第十号は承認することに決定いたしました。

日程第十一、報告第十一号公営住宅使用料に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十一号を終わります。

日程第十二、報告第十二号水道料金に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十二号を終わります。

日程第十三、報告第十三号農業集落排水使用料に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十三号を終わります。

日程第十四、報告第十四号令和五年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十四号を終わります。

日程第十五、議案第四十二号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十二号を採決いたします。議案第四十二号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十二号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第十六、議案第四十三号藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十三号を採決いたします。議案第四十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第四十四号藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十四号を採決いたします。議案第四十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第四十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第四十五号工事の請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

工事の入札状況の説明の中で、行政無線屋外子機機能強化工事というふうになっているんですけども、機能強化というのは、今までの説明では単純に年数も経過したし取り替えるんだというようなことの説明として私は受け止めていたんですけども、何かそのほかの機能を強化する工事というのはあるのでしょうか。アナログの時代よりも俺の耳が悪くなったのか聞こえは悪くなったなというような感じさえ受けておるんですけども、工事に当たっての機能強化の内容といたしますか、その辺概略でもよろしいので何か分かっていることがありましたらお知らせ願いたい。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

工事の概要といたしましては、町内にある子局六十四基、機能強化という話が今出ましたが、いわゆるラッパ型のを多分最新型と思うんですけども、こういう四角いタイプ、これが機能がさらにアップしたものと聞いておりますので、そういうものに全て置き換えるというものでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

そうしますと、六十四か所ですか、とにかく全部取り替えるというようなことなんですね。という確認と、もう一つは、藤崎のアップロードじゃないけれども、あそこら辺に二、三件、実際は防災無線じゃなくて屋外で聞こえるような施設もあるんだというようなことを聞いたことがあるんですけども、それらについては何ら異常、取替えやそういうものは、ハクチョウロードですね、農業委員長のところに行く、（「ふじロード」の声あり）ふじロードです、大変認識不足で申し訳ございません。その辺にそういう不具合はないんです。工事と直接は関係ないですけども、そういう有線、有線じゃない、無線のラッパ型のやつでないところもあるやに聞いておるんですけども、その辺の不具合はないんですか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

まず、前段の話ですが、六十四基全てを新しい形に取り替えるというものでございます。

それから、ハクチョウロードの不具合、ふじロードの不具合、すみません、子局の関係なのか、私ちょっと把握しておりませんが、いずれにしても防災の子局に関しましては、範囲を、例えば五十メートルとか百メートルとか、そういう範囲で区切って全ての地域、住民がいらっしゃる区域を網羅するということになりますので、そういった不具合はないのかなと思っていましたが。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

私が聞いたのは、ふじロードというか、そこにお寺がありますですよ、その辺は無線放送じゃないような施設を取り付けているんだというようなことを聞いたことはあるんですけども、そういう事実は、そういうのはないんだというようなことなんですね。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長（葛西昭仁君）

すみません、その有線の関係はちょっと把握しておりませんが、いずれにしても全てが網羅できるように確認しながら進めたいと思っております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十五号を採決します。議案第四十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第四十六号財産取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十六号を採決いたします。議案第四十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第四十七号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

本議案は、国税となった、国税とされている森林環境税といますか、そこで町長かまたは担当課にお聞きしたいんですけども、議案は市町村の総合事務組合が徴収をする、回収をする、そのためには当然必要になってくるものだと思っておるんですけども、そこで今回問題というか加えられた森林環境税ですね、市町村における、国税とされている一人年額千円の森林環境税を、私の記憶では今年からだというふうに思っておるんですけども、一人千円。これ、実際には対象者は所得税を納めた人、つまりその対象なのはもちろんですけども、子供や高齢者、八十、九十のお年寄りも含めて、赤ちゃんから子供やお年寄りまで含めて新たに千円を負担するというようなことになるんですか。その辺の対象に加えられた森林環境税そのものについてちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（奈良完治君）

税務課長。

○ 税務課長（佐々木克尚君）

お答えします。

森林環境税がかかる、均等割がかかっている人に関して千円徴収するという形になります。

以上です。

○ 議長（奈良完治君）

浅利議員。

○ 十一番（浅利直志君）

ですから、私が聞いているのは、かかる人というのは、例えば四人家族で妻と子供二人がいるというような世帯であれば四千円になるんですか。もちろん住民税非課税の人は取らないというような理解でよろしいんですか。その辺の内容を説明してくださいというようなことを聞いているんですけれども。

○ 議長（奈良完治君）

税務課長。

○ 税務課長（佐々木克尚君）

四人世帯であって、納税義務者が子供二人、奥さん、旦那さんとして、旦那さんが納税者であれば、旦那さんに均等割がかかっていますので、一人、旦那さんの分が千円徴収という形でございます。

以上です。

○ 議長（奈良完治君）

浅利議員。

○ 十一番（浅利直志君）

環境保全というような意味合いでは必要なものなのかなというふうに思っておるんですけども、つまり、日本の森林の産業をやるためには、森林業そのものに従事する人や、その作業そのものを起こさないと何ぼ千円集めていても、結局それを都市部も含めて国が配分するというようなことを繰り返しても、町長にお聞きいたします。繰り返しても…、「簡潔に」の声あり）ご忠告ありがとうございます。いずれにしても、その配分はどのような配分のやり方がいいのか、そして日本の森林を守る、あるいは再興するというような意味合いで、こういう千円を頭割りで取って、どう使うのかということがはっきりしないんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺はどのようなお考えですか、町長は。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

浅利議員の質問にお答えします。

この条例は、国策に従って四十七都道府県、千七百十八の市町村が規約の一部改正ということでの変更だと私は理解しております。地球全体がCO²があまり出て、それを吸収する森林が人々の快適さを求めるあたり、あるいは新築とかうち建てたりへば木材も大量に伐採されますよね。ですから、そういうことも視野に入れて、地球全体で、これは日本のことですから、日本全体で森林を守っていくというような形で全国的な展開でやると、そう思っております。

細かくは、私はあまり認識していませんけれども、例えば青森県も結構森林が多いので、例えば私のポジションであれば、町村会を通じてどういう形で森林を育成する、あるいは森林産業の土台となるなりわいをしている人を育成していくか、もうちょっと掘り起こして提言していきたいと、そう思っております。今の現状その程度しか答えられません。よろしく申し上げます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

いずれにしても、千円で頭割りで新たな増税の一つだというふうに、これから控えているのは防衛費であり子育て支援基金であり、そういうのはどんどん消費税を今上げられないからやっているわけですがけれども、町長の要望に応じて簡潔にしたいと思っておりますけれども、いずれにしてもその林業を起ささない、林業を起すような内容の使い方をやらないと、林業、伐採から含めてです。いずれにしても、そういうふうにただ単に都市部に市区町村も含めて何かばらまけば緑が保全されるというような事態ではないと思っておりますので、その辺町長も町村会を通じて、もう長野県だとか、そういう町村自治体では独自に森林税といいますか、そういうのを取ってやっているところもあるわけですので、そういうところは二重負担のような状態になるわけでありまして、町村会を通じて有効な活用策を要望していただきたいということを要望しておきたいと思っております。答弁は要りません。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十七号を採決します。議案第四十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第四十八号令和六年度藤崎町一般会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

補正予算書十六ページです。一番上の児童措置費、子どものための教育・保育給付費、今回は保育所の三歳から五歳児の副食費に充てるということで、県の交付金プラス町負担ということですが、これに関連してお聞きしたいんですが、今回の県の交付金制度には、三歳から五歳児は、藤崎町の場合は白いご飯を持たせているんですけども、それには今回の県のこの制度は使えなかったのか。利用可だったのか不可なのか、そこをお聞きしたいんですけども。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

現在白米を持参してもらっているところについて、補助金は充てられるかとの質問でありますけれども、今回の交付金は、家庭に対して弁当代を補填するための現金給付は認められないというような方針が示されておりました。

以上です。

○議長（奈良完治君）

五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

ちょっとはっきり聞こえなかったんですけども。もう一度お願いしてもいいですか。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

家庭に対して弁当代を補填するための現金給付は認められないという指針がございました。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

やる気になればやるにいいんでしょう、それは。五十嵐さんが聞いているのはそういうふうな子育て支援などと書いている、そこに副食だけじゃなくてご飯のほうだっ入れてようと、ただ炊飯施設がないからそういうふうになっているのか、炊飯施設はあるけれども対応できる量を確保する炊飯施設がないからやらないというふうな理解なんですか。ちょっと、私はやろうとすればやれることなのかなという。今まで町が、三月三十一日まで町がそれに対して補助を出していればそれについては対象にしませんよというのが県の支援策の基本の一つですので、私はやれると思っておるんですけども、ちょっと財政課長、どうですか。

○議長（奈良完治君）

財政課長。

○財政課長（三浦良彦君）

お答えします。

先ほど住民課長が申したとおり、弁当代に対する現金給付というのは今回の県の補助金の対象外だと認識しております。また、保育園等で主食、白いお米を出すということに対する補助金はまた別の施策になってくるかと思えます。各保育所で、先ほど浅利議員がおっしゃられた炊飯施設の設備、あと一斉にやれるかどうか、そういったところも検討し

ていく必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

ページ数は衛生費、保健衛生費、十六ページです。その中の保健衛生総務費の備品購入費七十四万八千円ほど計上されているんですけども、民生教育常任委員会の資料を見ますと、インピーダンスオージオメーターだかというのを買う備品費だというような説明書きがあったんですけども、もうちょっと具体的にどういう使い方をする備品なのかということをお知らせ願いたいと思えます。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えします。

インピーダンスオージオメーターにつきましては、三歳児健診でお子様の中耳炎、こちらの把握をするために使う機械でして、耳に音の出る機械を当てまして、その反応、抵抗を感知することで中耳炎があるかないかということ把握する機械でございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

その機械というのは、三歳児健診のときに医師が使うものなのですか。どういうふうなものに使う、どういうふうなものにじゃない、三歳児健診で使うと。医師が使うんですか、保健師が使うんですか。藤崎町の備品として今は一台あるけれども、もう一台買うんだというようなことなんですけれども、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えします。

現在二台で運用しておりましたが、一台が新年度予算で予算措置して既に五月に購入しております。時を同じく、今もう一台が不具合を起こしましたので、それを予算措置して購入したいというものです。使う者は保健師になります。以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

教育費の、ページ数のほうがいいですか、二十四ページになっております。明德中学校の予防改修工事に伴う屋体について、校舎と屋体両方あるんですけれども、工事請負費が当初計上したよりも四千三百二十万円ほど補正されておるわけでございます。それで、これも民生教育常任委員会に資料が提供されておるんですけれども、つまりその中で言っているのは、一つは、単価替えといいますか、そういう言葉を使っておるんですけれども、単価替えだと思っていましたけれども、その中で屋体については屋根改修工事修繕材料の単価増というようなことで、二千四百万円ほどから二千

九百八十三万円ほどに合計増減額が五百八十三万円ほどだというふうに説明資料として民教の常任委員会に添付されておるんですけれども、その内容を、屋根全体を替えるんですか。屋根工事そのものをどういう屋根工事をするのかということと、それからもう一つは、単価増だと、修繕材料の単価増だと言っているんですけれども、修繕材料の単価増というのは、その内容を詳しく説明してください。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

まず、屋体の屋根の工事ですが、基本的に、全面的に屋根を新しくする工事だと認識しております。単価の増につきましては、その工事で使うウレタン製の防水塗膜というものがあまして、こちらの単価が昨年十月当初予算編成時の単価と比較して今四月に入ってから単価と比べたときに資料に提供された分ほど単価が増加して全体の工事費が増加したというような形になっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

見積りをしたものは、確かに資材単価が上がっている、そういう現状の下、でも、原油の場合は下がっているんですよ、最近。原油単価そのものが去年から見れば下がっているんです。そういうふうに私は理解していますけれども。それで、この試算をしたのが去年なわけでしょ。まず試算をしたのは去年度の積算単価表という建築屋の持っているあれがあるわけですよ。土から防水材から何やかんやの平米当たり何ぼだという単価があるわけでしょう。ですから、そ

の単価表が防水シートといいますか、それが主に五百万円も上がったということになるんですか。工事をやる人件費も含めて五百八十万円ですか、そういうのが上がったというふうな理解のほうが正しいんじゃないですか。材料だけ上がったんじゃないでしょう、これ。

○議長（奈良完治君）

浅利議員に申します。質問は簡潔に明瞭にお願いいたします。

○十一番（浅利直志君）

十分時間ありますよ。こんき簡潔だらたくさんですよ。

○議長（奈良完治君）

違います。簡潔でないですよ。

○十一番（浅利直志君）

そういうふうに理解するのは理解して、私は私なりに簡潔だと思っているんです。

○議長（奈良完治君）

同一の質問ももう三回以上超えていますんで。

○十一番（浅利直志君）

何が三回超えていますか。超えていませんよ。

○議長（奈良完治君）

簡潔にお願いいたします。

理事者側の答弁を求めます。学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

まず、原油価格の減というお話がありましたが、それ以外にも円安の要素であるとか、あとは資材の運搬費用とかいろいろ、今の二〇二四年問題、運送業界とかいろいろありますので、その関係で単価が上がっているのではないかと考えています。ここに常任委員会の資料で出した、下のほうに出ている金額は、あくまでも直接工事費の部分だけですので、諸経費の部分とかはまず含まれていませんので、そこもご承知おきいただきたいという部分であります。

人件費も上がったのではないかという話ですが、基本的に今年度については昨年度のような労務費の単価増というのはあまりなかったという認識であります。

答弁としては以上となります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

いずれにしても、これについてはもう一個だけ、つまりこれは町の職員が積算したんじゃなくて設計業者さんが、設計を委託した業者さんの見積額だというようなことなんですよね。その見積り業者さんは何という業者さんなんですか。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長（木村文徳君）

お答えします。

設計を担当しているのは、青森市の八洲建築設計事務所になります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

いずれにしても、資材高騰による工事費の増加というのは全国的には見られますけれども、それにしても様々な情報をきちんと入手して、我々議員も理解できるような内容にする努力をさらに一層強めていただきたいということを要望しておきたいと思います。質問は以上であります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十八号を採決いたします。議案第四十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第四十九号令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

今のは国民健康保険の議案の四十九号ですか。でよろしいんですね。大変お手数をおかけいたします。

それで、ページ数でいけば一番早いのかなと思いますけれども、三十四ページの歳入のところの社会保障・税番号制度システム整備費等補助金についてです。社会保障・税番号制度システム整備費等補助金四百四十四万円ほど計上され

ているんですけれども、歳入として。このシステム整備、今回の四百四十八万円のシステム整備の内容というのはどう
いうものなんでしょうか。名前を振り仮名にしたからみんな振り仮名に、これもやるんだというような内容なんでしょう
か。それともこのシステムの整備費の内容をお知らせ願いたい。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

今回のマイナンバーカードと健康保険証の一本化に向けたシステム改修になりまして、詳しい内容としては十二月二
日から保険証を発行しなくなるということになります。それに代わるものとして資格確認証というものが代わりに発行
されることとなります。今回のシステム改修は、主にその資格確認証の発行に対するものであります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

私が聞こうとしていたことでもあるんですけれども、社会保障・税番号、マイナンバーカードを保険証と一体化する
という、マイナンバーカードそのものを保険証にするというための、そうすると、紙の保険証を存続すべきだとい
うのが私自身の主張でもありますし、病院でも年がいったお医者さんが開業している人まで、つまりマイナンバー、くだ
いというふうに言うかもしれない議員もいらっしゃるかもしれないけれども、デジタル化の一丁目一番地がマイナンバー
カードだと、その利用拡大、そういうふうに言っている施策そのものが私はあまりよろしくないと思っています。なぜ

かならば、そもそもそれをやろうとすれば病院そのものの受入れ態勢、ただ単に受付ができればいいと、医療関係者に聞きますと、受付があればいいということじゃなくて、受け付けられたらそれが診断、カルテと一体化するシステムをつくらなきゃならない、そういうような医療の体制をつくっていかないことには、それに対する補助というのは微々たるものだそうであります。いずれにしても、マイナンバーカードの保険証は強制的に廃止することはやめるべきだと思っておりますけれども。

お聞きしたいことは、資格確認証というのは何年間、私も資格確認証でいこうと今のところ思っておりますんですけども、資格確認証というのは何年間有効になるんですか。普通、高齢者というのの後期高齢者の、私もその仲間入りしてしまいましたので、後期高齢者と普通の被保険者の資格確認証というの、有効期間はどれぐらいなんですか。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

現在の保険証が一年の有効期限となっておりますので、それに倣うと一年であろうかと考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

保険証を、後期高齢者で保険証をなくする人や、あるいはまた施設にいる人の保険証の管理の問題だとか様々あるわけで、そうすれば、後期高齢者についても、今は二年なんですけれども、資格証は大体一年の想定をしているというふうなお考えなんですか。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えします。

後期高齢者の保険証につきましては、後期高齢者広域連合のほうで発行しているものでございます。資格確認証についても同じような取扱いになると思いますが、有効期限についてはまだこちらのほうで調べ切れておりませんといえますか、通知が来ておりません。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十九号を採決いたします。議案第四十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第五十号令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十号を採決いたします。議案第五十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第五十一号令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十一号を採決いたします。議案第五十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第五十二号令和六年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十二号を採決いたします。議案第五十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第五十三号令和六年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十三号を採決いたします。議案第五十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、陳情第三号藤崎町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は継続審査です。陳情第三号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第二十八、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員会から報告をお願いいたします。総務産業常任委員会、相坂清志副委員長。

○総務産業常任副委員長（相坂清志君）

おはようございます。

総務産業常任委員会報告書。総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る五月九日常任委員会を開催し、防犯、防災及び消防に関することの防災備蓄状況について、平川藤崎地区災害復

旧状況について集中審議し、防災備蓄品倉庫と平川護岸復旧箇所の現地視察を行いました。

防災備蓄は、行政が取り組む公助、一人一人が自ら取り組む自助、地域の人たちで取り組む共助で成り立っており、町は災害の備えを向上するよう努めることになっております。当町の備蓄の状況は、現地視察を行った防災備蓄品倉庫には段ボールベッド、毛布、テント、携帯用トイレ、紙おむつなどの避難の初期に必要なものが備えられており、各小中学校や公共施設にも段ボールベッドなどが保管されているとのことでした。また、今年度は水と粉ミルクも備蓄に加える予定であるとの説明がありました。

委員からは、災害は冬期間に発生する場合もあるため、ストーブなどの暖房器具の確保や、そのほかの備蓄品の種類は数量についても検討するよう要望いたしました。

次に、令和四年八月に一週間に二度の線状降水帯が発生し、豪雨により岩木川と平川の合流地点の護岸が損壊し、農作物に被害が発生した場所を視察したところ、国土交通省の事業により令和五年度で復旧工事が完了しており、護岸はブロックや大型のテトラポッドで補強し、以前よりは耐久性が増したものと感じました。今後も国土交通省において周辺の雑木伐採などを実施していく予定であるとの報告がありました。

委員からは、岩木川と平川の合流地点の水の勢いは非常に強いため、周辺の河道掘削などを行うことも有効ではないのかとの意見が出されました。白子地区は、町の基幹産業であるリンゴを広く栽培している地域であるため、今後河川の氾濫による水害が発生しないことを強く願い、より一層の取組に期待するものです。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（奈良完治君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。民生教育常任委員会、三上道人委員長。

○民生教育常任委員長（三上道人君）

民生教育常任委員会委員長、三上道人であります。民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る五月八日常任委員会を開催し、学校給食に関することの学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金について集中審議を実施いたしました。

今年の十月から全国で初めて県内全ての小中学校の給食費無償化を実施するため、県が交付する学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は既に学校給食の無償化に取り組んでいる市町村は対象とはならないものの、そのほかの子育て費用の無償化等に活用できるもので、令和六年度の当町への交付金は二千五百三十万円程度を見込んでおります。

当町における学校給食費無償化の状況は、令和四年度から小中学校に通う二人目以降の無償化を既に実施しており、十月から現在無償化となっていない第一子の無償化事業で約六百人に対して千八百八十万円程度を充当する予定であります。そのほかに活用できる子育て事業として、子ども医療費の無償化事業で、当町ではゼロ歳から十五歳までの医療費無償化を既に実施しているため、新たに十六歳から十八歳までの三百三十人の医療費無償化に対する対象経費が五百万円であり、八割が交付され、四百万円程度を充当する予定であります。また、保育園等の給食費のうち、おかずやおやつ副食費を無償化する事業では、約二百四十人に対して二百五十万円程度を充当する見込みであり、県の交付金については来年度以降も継続される見込みであるとの説明がありました。

物価高騰などによる学校給食への影響については、現状を維持できるよう努力するということを確認し、また、小食や好き嫌いなどによるご飯の残量はどのくらい発生しているのかという質問に対して、小中学校合わせて一日平均約十数キロが発生しているとの報告がありました。学校給食により町の農産物の地産地消の推進やいろいろな食物アレルギーを持つ子供たちへの対応をしっかりと行うよう要望し、集中審議を終了いたしました。

以上、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（奈良完治君）

日程第二十九、議会広報特別委員会報告を行います。

議会広報特別委員会から報告をお願いします。議会広報特別委員会、五十嵐 忍委員長。

○議会広報特別委員長（五十嵐 忍君）

議会広報特別委員会に付託されております調査事件について、これまでの経過をご報告いたします。

年間二回発行している議会だよりの第七号を六月一日に毎戸配布させていただきました。三月定例会終了後から六回の委員会で編集会議を開催し、令和六年度予算の主な新規事業や重要な施策に関する質疑を分かりやすく掲載し、定例会の議案や議員による調査、視察などについて、議会ダイジェスト、フォローアップ、議会トピックス、委員会レポートなどという形で特集しています。また、町民の関心度が高まっている今年度町営墓地に建設予定の合葬墓をクローズアップとして大きく取り上げました。

編集に当たっては、紙面構成を協議しながら各委員が分担して原稿作成、写真撮影を行うとともに、見出しや色使いに特色を出し、町民に写真やコメントの提供にご協力をいただきながら発行しております。今回は編集作業が開始される前に外部講師を招き、議会だより作成の研修会を開催しました。昨年度に行われた研修会から改善された点やもっと工夫が必要なポイントの指摘や、写真の効果を最大限に引き出すための撮影方法、キャプションやトリミングなどの指導を受け、第七号の紙面に反映できたものと自負しております。

今後も研修の機会を活用しながら、編集技術を向上させ、議会運営に関する情報を町民に広く周知するため、親しみやすく読みたくなる議会広報を目指して発行してまいります。

以上、議会広報特別委員会の活動について、ご報告申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第三十、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第三十一、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申出のとおり決定いたしました。

日程第三十二、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会広報特別委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第三十三、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。令和六年七月十日から十二日まで代表者阿部祐己副議長のほか六名の行政視察研修、派遣場所は札幌市。次に、令和六年七月十七日、県下町村議会議員研修会、派遣場所は青森市。次に、令和六年八月二十日、新人議員研修会、派遣場所は青森市。

これに派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和六年第二回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十一分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 小 野 稔

署名議員 相 馬 勝 治

署名議員 浅 利 直 志